

熊本県教職員 休暇表

※留意事項

①本表は、令和8年4月1日現在のものです。

②休暇に関する手続き等に関しては、各学校長に確認をお願いします。

③教職員の休暇に関しては、以下の条例等で規定してあります。

- ・ 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月16日条例第13号）
- ・ 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月16日人事委員会規則第2号）
- ・ 勤務時間、休暇等について（平成7年3月29日教人第2458号教育長）※県立学校運用通知
- ・ 熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例（昭和31年9月28日条例第65号）
- ・ 熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の施行について（平成7年3月24日教人第2421号教育長）※小中学校運用通知
- ・ 臨時的任用職員の勤務時間、休暇等の取扱いについて（平成7年3月31日教人第2446号教育長）
- ・ 熊本県市町村（学校組合）立小・中・特別支援学校臨時的任用職員の勤務時間、休暇等取扱要綱の制定について（平成7年3月31日教人第2446号教育長）
- ・ 会計年度任用職員に係る要綱等の制定について（通知）（令和2年（2020年）4月28日付け教人第144号）

④本表に関する問い合わせは、熊本県教育庁教育総務局学校人事課をお願いします。なお、市町村立学校の服務監督権者は市町村教育委員会となります。

○学校人事課 小中学校人事班 TEL 096-333-2695（直通）

県立学校人事班 TEL 096-333-2694（直通）

【表の説明】

該当する場合	休暇取得要件
取得日数等	取得可能期間及び日数
取得単位	日……1日単位、 時間……1時間単位
休日等 （週休日及び休日）	○……期間、日数に休日等を含む ×……期間、日数に休日等を含まない －……休日等の取得は想定されていない

《年次有給休暇》

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
	(年次有給休暇)	略	日 時間 ※備考 参照	×	残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

《病気休暇》

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
	公務により疾病にかかり、又は負傷し療養を必要と認める場合 (公務傷病による休暇)	必要最小限度の期間	日 時間	○	
	私傷病により療養を必要と認める場合 (私傷病による休暇)	引き続き90日以内の期間	日 時間	×	・復職支援休暇は時間単位 ・人工透析のために時間を単位として取得する必要最小限度の期間を除く
	結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認める場合 (結核による休暇)	1年以内の期間	日 時間	○	

《特別休暇》

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
1	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	そのつど必要と認める時間	時間	—	
2	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	そのつど必要と認める時間	時間	—	
3	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等を行うとき (ドナー休暇)	そのつど必要と認める期間	日 時間	—	往復時間も含む 骨髄液の提供を原因として他の疾病を発症した場合その時点から本休暇の取扱いはしない
4	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動 (専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合 略 (ボランティア休暇)	一の年において5日の範囲内でそのつど必要と認める期間	日 時間	×	活動の参加時間が勤務時間の一部でしかない場合も、「1日」を使用したものとして取り扱う
5	職員が結婚する場合 (結婚休暇)	5日を超えない範囲内で必要と認める期間	日	×	

6	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (出生サポート休暇)	一の年において6日(当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては10日)の範囲内でそのつど必要と認める期間	日 時間	—	
7	女性職員が8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である場合 (産前休暇)	出産の日までの請求した期間	日	○	出産日が出産予定日より延びた場合出産日まで延長 出産日を含む
8	女性職員が出産した場合 (産後休暇)	出産の日の翌日から8週間	日	○	妊娠は満12週以後の分べんを出産という
9	職員(人事委員会が定める職員を除く。)が生後3年に達しない生児を育てる場合 (育児時間休暇)	1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める期間	—	—	育児時間休暇は、原則として勤務に引き続く場合に認められる。 ただし、1日のうち3時間以上勤務する場合には、年次有給休暇に引き続く育児時間休暇が認められる。
10	女性職員が生理日の就業が著しく困難である場合 (健康管理休暇)	請求した日から2日以内においてそのつど必要と認める時間	時間	○	二暦日
11	妊娠中の女性職員が母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	略	時間	—	
12	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間	—	—	
13	妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合	14日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	日 時間	×	週休日、休日を除く
14	職員が配偶者の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日以後40日以内において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	日 時間	40日 ○ 3日 ×	妊娠満12週以後の分べんを出産という

15	職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合には14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内でそのつど必要と認める期間	日 時間	期間 ○ 5日 ×	妊娠満12週以後の分べんを出産という
16	職員が次のいずれかに該当する場合 (1)職員が義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事（※）への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (2)職員が義務教育終了後の子（配偶者の子を含む。）、配偶者又はその他2親等内の血族若しくは姻族の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったこれらの者の世話）を行う場合で勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日（義務教育終了前の子が2人いる場合は10日）の範囲内でそのつど必要と認める期間	日 時間	×	※入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これらに準ずる式典のことをいう。
17	勤務時間条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（要介護者）の介護その他の人事委員会が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 （短期の介護休暇）	一の年において5日（要介護者が2人以上いる場合にあっては10日）の範囲内でそのつど必要と認める期間	日 時間	×	
18	職員の親族が死亡した場合 （忌服休暇）	略	日	○	遠隔地の往復の時間は加算あり
19	父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後15年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（1日）	日	—	
20	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合	一の年において任命権者が定める期間内において、5日の範囲内でそのつど必要と認める期間	毎年 通知	×	夏季休暇
21	職員（人事委員会が定める職員に限る。）が長期勤続の節目に当たり心身の健康の維持及び増進を図る場合	2日の範囲内で必要と認める期間	日	×	10年、20年及び永年勤続者表彰を受けた職員

22	台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合及び台風、地震、水害、火災その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により職員の現住居以外の住居又は親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいう。）の住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1週間を超えない期間内においてそのつど必要と認める期間	日	○	
----	--	-----------------------------	---	---	--

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
23	台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	そのつど必要と認める時間	時間	—	
24	台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	そのつど必要と認める時間	時間	—	
25	赴任のため勤務につけない場合	そのつど必要と認める期間	日 時間	—	起算日は発令日 県内5日以内 県外10日以内
26	昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	そのつど必要と認める期間	日 時間	—	
27	あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間			

学校教育法第54条の通信制の課程若しくは同法第84条の通信による教育に係る面接授業へ参加する場合における特別休暇	そのつど必要と認める期間	日	—	
国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合における特別休暇	そのつど必要と認める期間	日 時間	—	

《介護休暇》

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある場合	通算して6月を超えない範囲内で、最大3回までに区分した指定期間の範囲内	日 時間	×	1時間を単位とする場合には4時間の範囲内

《介護時間》

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
	職員が要介護者の介護をするため、当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の介護の状況等から必要とされる時間	30分	—	

(注) 病気休暇、特別休暇による取得単位(特別の定めがある場合を除く。)：「日」は暦日による。

【参考】育児休業関係

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第110号）
- ・熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月22日条例第14号）
- ・熊本県職員等の育児休業等に関する規則（平成11年12月20日人事委員会規則第20号）
- ・教職員の育児休業制度の取扱いについて（平成4年4月1日教人第2号）

	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
対象	3歳に満たない子を養育する職員	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
	職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等にかかわらず、職員は育児休業、育児短時間勤務、部分休業をすることができる。		
対象外職員	(1) 臨時的に任用される職員 (2) その他の条例で定める職員	(1) 育児短時間勤務をしている職員 (2) その他の条例で定める職員	(1) 非常勤職員 (2) 臨時的に任用される職員 (3) その他の条例で定める職員
勤務形態	全日休業	フルタイム (部分休業により、一日の勤務時間のうち一部を休む)	○次の形態から選択 (1) 月～金、3時間55分／日 (2) 月～金、4時間55分／日 (3) 月～金のうち3日間、7時間45分／日 (4) 月～金のうち2日間：7時間45分／日 1日間：3時間55分／日 (5) その他条例で定める勤務形態
請求方法	期間の初日、末日を明らかにして請求	第1号部分休業 1日2時間以内（30分単位） 必要な期間及び時間を包括的に請求 第2号部分休業 1年（毎年4/1～3/31）につき10日相当（77時間30分）の範囲内	期間の初日、末日を明らかにして請求
請求期間	子が3歳に達するまでの期間のうち請求する期間	必要な期間及び時間を請求 ※第1号部分休業は包括的に請求 ※第1号、第2号共に連続した時間でなくてもよい。また、勤務時間内のどこの時間帯でも承認可能。	1月以上1年以内
期間の延長	有（1回のみ） ※ただし、特別な事情がある場合を除く。 職員が、配偶者の産後休暇中に、最初の育児休業（産後パパ育休）をした場合は、特別な事情がなくとも、再度の育児休業ができる。	第1号部分休業 請求単位：30分単位 ※一定期間まとめて請求すること 第2号部分休業 請求単位：1時間単位（1日単位での取得も可）	有（特に制限なし）
失効	(1) 育休職員が産前休暇を始め、又は出産した場合 (2) 職員が休職、又は停職処分を受けた場合 (3) 育休に係る子が死亡し、又は職員の子でなくなった場合		
取消	(1) 育休職員が育休に係る子を養育しなくなったこと (2) その他条例で定める事由に該当すると認めるとき		
給料	支給しない	勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給	時間割（※（週勤務時間）/38時間45分を乗じる。）

※育児休業の取得回数は原則2回まで。男性職員は、子の出生後57日以内に取得する場合、さらに2回まで取得することができる。

【臨時的任用教職員】

《年次有給休暇》

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
	(年次有給休暇)	略	日 時間 ※備考 参照	×	残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

《病気休暇》

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
	公務により疾病にかかり、又は負傷し療養を必要と認める場合 (公務傷病による休暇)	必要最小限度の期間	日 時間	○	
	私傷病により療養を必要と認める場合 (私傷病による休暇)	任用月数に1を乗じた日数	日 時間	×	

《特別休暇》

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
1	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間	時間	—	
2	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭	そのつど必要と認める時間	時間	—	
3	職員が結婚する場合 (結婚休暇)	5日を超えない範囲内で必要と認める期間	日	×	
4	女性職員が生理日の就業が著しく困難である場合 (健康管理休暇)	請求した日から2日以内においてそのつど必要と認める時間	時間	○	二暦日
5	職員の親族が死亡した場合 (忌服休暇)	略	日	○	遠隔地の往復の時間は加算あり
6	父母、配偶者及び子の祭日(父母、配偶者及び子の死亡後15年内の日に限る。)にあたる場合	1日以内	日	—	

7	台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合及び台風、地震、水害、火災その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により職員の現住居以外の住居又は親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいう。）の住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1週間を超えない期間内でそのつど必要と認める期間	日	○	
8	台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	そのつど必要と認める時間	時間	—	
9	台風、自身、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤と情における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	そのつど必要と認める時間	時間	—	
10	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合	任用期間に応じ必要と認める期間	毎年通知	×	夏季休暇
11	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配付その他の被災者を支援する活動 (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする下記の施設における活動 ア 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規	一の年度において5日の範囲内でそのつど必要と認める期間	日	×	

	定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設(ウ及びキに掲げる施設を除く。)、同条第26項に規定する地域活動支援センター並びに同条第27項に規定する福祉ホーム イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設 ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設並びに同法第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設 エ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設 カ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設 キ 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院 ク 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する特別支援学校 ケ 身体上又は精神上の障害がある者の職業訓練等を目的として設置されている共同作業所等の施設のうち、利用定員が5人以上であり、かつ、利用者の作業指導等のため当該施設において常時勤務する者が置かれている施設 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 (4) 国又は地方公共団体等が行う県内における環境保全、国際交流又は文化振興の事業に対して行う奉仕活動				
--	--	--	--	--	--

12	義務教育終了前の子を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事（※）への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	引き続き任用月数が3月（3月未満の任用月数を含む）毎に1日（養育する子が2人以上いる場合にあっては2日）の範囲内でそのつど必要と認める期間	日 時間	×	※入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これらに準ずる式典のことをいう。
13	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第4号に規定する対象家族であって日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員が、当該介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	引き続き任用月数が3月（3月未満の任用月数を含む）毎に1日の範囲内でそのつど必要と認める期間	日 時間	×	
14	妊娠中の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、分べん後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、そのつど必要と認める時間	時間	—	
15	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおの必要と認める時間	—	—	
16	職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合 （出生サポート休暇）	一の年度において6日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内でそのつど必要と認める期間			
17	女性職員が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合	出産の日までの請求した期間			
18	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間			

19	職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	出産のため病院に入院する等の日から当該出産の日後40日以内において3日を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間			
20	職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合には14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内でそのつど必要と認める期間			
21	赴任のため勤務につけない場合	そのつど必要と認める期間	日 時間	—	

（注）上記以外の有給休暇は原則として認められない。

《無給休暇》

	無 給 休 暇 の 事 由	取得日数等
	職員が生後3年に達しない生児を育てる場合	1日を通じて90分を超えない範囲内で必要と認める時間

【会計年度任用職員】

《年次有給休暇》

該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
① 6月以上の任期を定めて採用又は6月以上の期間を定めて任期を更新された場合	週又は1年間の所定勤務日数に応じて、別表第1の1に掲げる日数	日時間 (非常勤講師は1日)	×	1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、職員の勤務1日当たりの平均労働時間数(職員の1週間当たりの労働時間数を1週間当たりの勤務日数で除して得た時間数とし、当該時間数に1時間未満の端数があるときは、これを切り上げて得た時間数)をもって1日とする。
② ①により年休を付与したのち、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 ※(特定日:6月以上の任期を定めて採用された日又は6月以上の期間を定めて任期を更新された日)	特定日から起算した継続勤務期間に応じて、別表第1の2に掲げる日数			
③ ①に該当せず、継続勤務期間ごとにその前の1年間(継続勤務期間1年目のみ前6月間)の全勤務日の8割以上出勤した場合	週又は1年間の所定勤務日数に応じて、別表第1の3に掲げる日数			

別表第1の1(第6条関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第1の2(第6条関係)

1 週間の勤務日の日数		5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
特定 日から起 算した継 続勤 務期 間	1 年	1 1 日	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年	1 2 日	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年	1 4 日	1 0 日	8 日	5 日	2 日
	4 年	1 6 日	1 2 日	9 日	6 日	3 日
	5 年	1 8 日	1 3 日	1 0 日	6 日	3 日
	6 年以上	2 0 日	1 5 日	1 1 日	7 日	3 日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第1の3(第6条関係)

1 週間の勤務日の日数		5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日の日数		217 日以上	169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
継続勤務期間	6 月	1 0 日	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年 6 月	1 1 日	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年 6 月	1 2 日	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年 6 月	1 4 日	1 0 日	8 日	5 日	2 日
	4 年 6 月	1 6 日	1 2 日	9 日	6 日	3 日
	5 年 6 月	1 8 日	1 3 日	1 0 日	6 日	3 日
	6 年 6 月以上	2 0 日	1 5 日	1 1 日	7 日	3 日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

《病気休暇》※無給の休暇

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
	会計年度任用職員が次のいずれかに該当する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (1)公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があるとき (2)通勤による負傷又は疾病のため療養する必要があるとき	必要と認められる期間	日 時間	○	

《病気休暇》※有給の休暇

	該当する場合	取得日数等	取得単位	休日等	備考
	会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 (私傷病による休暇)	所定の勤務日数に応じ、一の年度において別表第2に定める期間	日 時間	×	

別表第2（第7条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

《特別休暇》

	特別休暇の事由	取得日数等
1	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる時間
2	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認められる時間
3	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 イ 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 ロ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間

4	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる時間
5	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる時間
6	会計年度任用職員の親族（別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
7	会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間で連続する5暦日の範囲内の期間
8	会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	別に定める期間内において3日の範囲内の期間
9	会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ※1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限り（この表の12の項、13の項、17の項及び18の項において同じ） （出生サポート休暇）	一の年度において、1日当たりの平均時間労働時間数に5（当該通院等が体外受精その他の別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10）を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認められる時間
10	6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
11	女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
12	会計年度任用職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	会計年度任用職員の配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの期間における1日当たりの平均労働時間数に2を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認められる期間

13	会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合には14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における1日当たりの平均労働時間数に5を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認められる時間
14	妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分娩までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
15	妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
16	生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の時間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を超えない時間）

17	会計年度任用職員が次のいずれかに該当する場合 (1) 会計年度任用職員が9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (2) 会計年度任用職員が9歳に達する日以後の最初の4月1日以後にある子(配偶者の子を含む。)、配偶者及びその他2親等内の血族又は姻族が負傷し、若しくは疾病にかかったこれらの者の世話をを行う場合で勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において、1日当たりの平均労働時間数に5(9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認める時間
18	会計年度任用職員が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第4号に規定する対象家族であって日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する場合	一の年度において、1日当たりの平均労働時間数に5(要介護者が2人以上の場合にあっては、10)を乗じて得た時間数の範囲内で必要と認める時間
19	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血管細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる時間

別表第4

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日(会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日

《無給休暇》

	無給休暇の事由	取得日数等
1	女性の会計年度任用職員が生理日の就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる時間
2	女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる時間